

平成27年(ワ)第76号
原告
被告 今治市

準備書面(7)

2016年1月20日

松山地方裁判所今治支部 御中

原告

求釈明

求釈明を求める理由

被告証拠乙第5号証の「傍聴について」には、「傍聴を希望される方は、午前2時50分までに受付をすませて整理券を受け取ってください。午後2時50分までに整理券を受け取っていない方は傍聴できません。整理券を受け取った人数が10人を超えた場合は抽選により傍聴者を決定します」(これを以下、「傍聴要件事項」という。)とある。

原告は、これを理由に本件会議の傍聴受付手続きを拒否され、本件会議を傍聴できなかった。

今治市教育委員会会議傍聴規則(以下「傍聴規則」という。)第2条(乙3号証)は、次のとおりである。

第4条 傍聴席が満員となったときその他委員長が必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

つまり、「傍聴席が満員となったとき」に、「傍聴を制限し、又は拒絶することができる」とあり、この傍聴規則には、受付時間に関する文言は、存在しない。

原告準備書面(6)の6頁で述べたが、「規則」とは、「都道府県知事・市町村長がその権限に属する事務に関して制定する法規範」(電卓辞書 CASIO XD-V5100 広辞苑)とある。「要綱」とは、「地方公共団体が、行政指導の際の準則として定める内部的規範。住民に対しては法的拘束力を持たない」(同広辞苑)とある。

以上に基づき、下記の項目について、釈明を求める。

記

- 1, 「傍聴要件事項」は、「要綱」でもない。この「傍聴要件事項」は、何であるのか。
- 2, 「傍聴要件事項」は、傍聴規則ではない。何を根拠に原告の傍聴受付手続きを拒否したのか。

以上